

国民年金だより

あなたの年金記録に「旧姓」の記録はありませんか？

現在、結婚されている方で結婚される前の姓の年金記録は正確に記録されていますか？

その当時、会社や会社が経営する工場などで働いていた場合は、旧姓で厚生年金に加入していた可能性があります。その会社が現在では廃業、倒産していても厚生年金の加入記録は年金機構に記録されています。

疑問のある方は、隔月（偶数月）で開設している函館年金事務所による年金相談（6月24日）や役場町民生活課年金担当または各支所に相談してください。（昨年も数名の方が旧姓での記録が見つかっています。）

平成26年度の国民年金保険料は

●定額保険料→月額 15,250円 ●付加保険料→月額 400円

郵便局、各金融機関及びコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

1年分をまとめて納付する場合や口座振替により納付する場合は保険料の割引がありますのでお問い合わせください。

年金を受けるためには、25年以上の受給資格期間が必要です

受給資格期間が25年未満の人は、10年保険料を納めていても、将来老齢基礎年金を受け取ることはできませんので注意してください。

老齢基礎年金は、保険料の納付済が40年あって始めて満額支給されます。40年間保険料を納め続けて、65歳から月額772,800円（平成26年度の額）の基礎年金が受けられます。

また、未納が多いと「遺族基礎年金」、「障害基礎年金」など、もしもの時の年金が受けられないことがありますので注意しましょう。

お得です 「付加保険料」 手続きは町民生活課または各支所で

付加保険料（月額400円）を納付すると老齢基礎年金に上積みされる形で付加年金が支給されます。付加年金は、 $\text{年額} = (200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数})$ で算出され、物価スライドはありません。

（例）付加保険料を10年間納めると

10年間に支払う保険料 $400\text{円} \times 120\text{月} = 48,000\text{円}$

受給できる付加年金（年額） $200\text{円} \times 120\text{月} = 24,000\text{円}$

このとおり2年で納めた保険料の元がとれることになります。

ご不明な点は、役場町民生活課 年金担当（☎42-2275内線252）へお問い合わせください

町立松前病院 6月の応援診療

28日（土）午前

内科（循環器）〔市立函館病院〕

松村医師
〔予約制〕

小児科〔市立函館病院〕

毎週木曜日

酒井医師

整形外科〔函館中央病院〕

2日（月）午前
16日（月）午前

内田医師
岩田医師

外科〔函館協栄病院〕

20日（金）午前

久木田医師

外科（乳腺）〔市立函館病院〕

5日（木）午前・午後

鈴木医師

眼科〔札幌医科大学〕

4日（水）午前・午後
11日（水）午前・午後

平岡医師
菅原医師

18日（水）午前・午後

川田医師

25日（水）午前・午後

橋本医師

耳鼻咽喉科〔札幌医科大学〕

13日（金）午前・午後

白崎医師

27日（金）午後

近藤医師

28日（土）午前

近藤医師

※6月より、診療体制を変更します。詳しくは、折り込みの外来診療体制をご確認ください。